

お知らせ 8月は 介護保険の負担割合証と負担限度額認定証の更新月です

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

介護保険負担割合証を7月上旬に送付します

要介護・要支援認定を受けた人などに交付される「介護保険負担割合証」の有効期限は、7月31日(月)です。サービス事業者は、負担割合証で利用者負担の割合(1/3割)を確認します。サービスを利用するときは、介護保険の保険証と一緒に負担割合証を提示してください。

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設など)への入所やショートステイを利用するときには、所得に応じて食費や部屋代の自己負担の上限(限度額)が定められています。超えた費用は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。この制度を利用するためには、事前に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日(月)です。7月上旬に申請書を送付します。7月上旬に申請書を送付し、更新手続きをさせていただきます。

新規で認定を受けたい場合は、介護保険課へお問い合わせください。



▲介護保険負担割合証

所得の区分に応じた自己負担の限度額(1日当たりの上限額)

利用者負担割合	所得の状況※1	預貯金などの資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1段階	生活保護受給者の人など	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
2段階	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】
3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人						

() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
【 】 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※1 住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も、判断材料とします。
※2 資産性があり換金性が高く、価格評価が容易なものは、預貯金などに含まれます。

お知らせ 8月は 被保険者証(保険証)の更新月です

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

国民健康保険 被保険者の皆さん
被保険者証を7月下旬に送付します

現在使用している「国民健康保険被保険者証」(以下、保険証)の有効期限は、7月31日(月)です。

8月1日(火)から使用する新たな保険証は、7月下旬に特定記録郵便で、健康課から送付します。7月末までに届かない場合は健康課へお問い合わせください。

※職場の健康保険に既に加入しているのに、新しい国民健康保険の保険証が届いた場合は、重複加入の可能性がります。加入中の健康保険の保険証を持って、国保の資格喪失手続きなどを行ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は更新の申請が必要です

現在の認定証の有効期限は、7月31日(月)です。自動更新ではありませんので、8月1日(火)以降に必要な人は、健康課または各支所で申請してください。

医療費のお知らせ(医療費通知)は年1回の発行に変更となります

これまで年2回送付していた「医療費のお知らせ(医療費通知)」は、今年度以降、年1回の発行に変更します。

送付時期 1月下旬

記載されている診療月

送付時点における前々年の11月分から前年の10月分まで



▲国民健康被保険者証(茶色)

後期高齢者医療保険 被保険者の皆さん
被保険者証を7月中旬に送付します

現在使用している「後期高齢者医療被保険者証」(以下、保険証)の有効期限は、7月31日(月)です。

8月1日(火)から使用する新たな保険証は、7月中旬に特定記録郵便で、県後期高齢者医療広域連合から送付します。7月末までに届かない場合は、健康課へお問い合わせください。

※住民票に記載された住所地以外へ送付を希望する人は、事前にお近くの郵便局で転送の届け出を行ってください。

有効期限切れの保険証の返還

8月1日(火)以降、有効期限切れの保険証は、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました

オンライン資格確認を導入している医療機関や薬局で、マイナンバーカードを利用できます。利用の事前申し込みは、マイナンバー※で受け付けています。

また、マイナンバーでは、健康情報やお薬情報も確認できます。

※マイナンバー：行政手続きの検索やオンライン申請などができる自分専用のサイト



▲新しい保険証は、緑色のラインが入っています

健康 75歳・80歳の歯科健診が始まります

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

「オーラルフレイル」とは 歯や口に関する「ささいな衰え」を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の低下につながる状態のことです。フレイル※の前段階であるため、まずは自身の口に関心を持ち予防することが大切です。

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物をかむ力や飲み込む機能など口腔機能の状態も調べます。口の状態を知ることは、自身の健康状態を知ることになります。歯科健診を受けて健康長寿をめざしましょう!

75歳・80歳の人は後期高齢者医療制度で、歯科健診が無料です。対象者は、県後期高齢者医療広域連合から受診券を送付しますので、必ず受診しましょう。

対象者

- 75歳(昭和22年4月2日)
- 昭和23年4月1日生まれ)
- 80歳(昭和17年4月2日)
- 昭和18年4月1日生まれ)

受診期間
令和6年2月29日(木)まで



※フレイル…年齢と共に筋力や心身の活力が低下している状態で、「健康」と「要介護」の間の段階

お知らせ 8月は ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者等医療費の受給資格者証の更新月です

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

新しい受給資格者証を7月末までに送付します

現在使用している受給資格者証の有効期限は7月31日(月)です。受給資格の要件には所得制限がありますので、前年の所得を審査し、該当する人には7月末までに新しい受給資格者証を送付します。

所得情報が未申告の人など更新手続きが必要な人には、個別に書類を送付しますので、健康課または各支所で手続きをってください。

また、8月1日(火)以降、有効期限切れの受給資格者証は、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。

加入している健康保険が変わったら

受給資格者証の変更届が必要ですが、新しい健康保険証、受給資格者証をお持ちの上、健康課または各支所で手続きをってください。

